

# 公益財団法人日本セーリング連盟 倫理委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、連盟という。）倫理規程第9条第3項に基づき、連盟が我が国、国民スポーツの統一組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていくため、連盟倫理委員会の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

## (所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 連盟及び評議員、役員等、委員会委員及び職員（以下、「役・職員」という。）、連盟会員、連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体（以下、連盟加盟団体から連盟加盟のクラブ等の団体までを「連盟加盟団体等」という。）及びその活動に関与する者の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 役・職員、連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者について、連盟倫理規程、加盟団体規程、連盟会員規程、スポーツ憲章など関係規程の遵守及び懲戒処分に関すること。
- (3) 連盟通報相談窓口及び連盟公益通報窓口の運営に関すること。

## (委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 委員 若干名
- 2 委員長は、連盟会長がその任にあたる。
- 3 委員は、連盟常任委員会委員がその任にあたる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日より開始し、連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

## (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

## (本規程の変更)

第6条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

## 附則

1. この規程は、2013年3月2日から施行する。
2. この規程は、2021年2月27日から改訂施行する。